

## 第20期第10回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成23年6月29日(水曜日) 16:05～16:45

(2) 会議の場所 ユアーズ 2階 白鷺の間

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 27人

第2番	篠原 修	第20番	白鳥 誠	二
第3番	村尾 浩一	第21番	池田 繁	明
第4番	高橋 秀人	第22番	守谷 博	明
第6番	鴻上 孝志	第23番	小野 英	雄
第7番	河端 廣	第24番	野口 徹	司
第9番	桑原 梅信	第25番	高橋 征	三
第10番	岡部 正明	第26番	藤田 幸	正
第12番	神野 照一	第27番	佐々木 文	義
第13番	星加 武比古	第28番	藤田 平	夫
第14番	永井 幸孝	第29番	加藤 良	一
第15番	神野 幸雄	第30番	岡田 雅	夫
第16番	古川 一豊	第31番	前田 和	男
第17番	仙波 憲一	第32番	小野 輝	雄
第18番	岡田 宜近			

(2) 欠席委員 2人

第8番	小野 雄基	第11番	藤田 奨	
-----	-------	------	------	--

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原 正英	事務局次長兼農政係長	岡野 雄二
主幹	神野 眞一	主査	明星 章人

### 4 傍聴者

なし

### 5 会議に付議した事項

議案第1号 下限面積(別段の面積)の設定について

報告事項 平成23年度新居浜市農業委員会業務報告について

(1) 会長報告

(2) 農政部会長報告

(3) 農地部会長報告

その他 (1) 第20期新居浜市農業委員会親睦会会計の清算について

(2) 農業委員選挙について

---

### 6 議事

#### 16時05分開会

高橋会長 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから、第20期第10回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、本日の総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

平成20年7月20日、第20期農業委員に就任して以来、本当に月日のたつのは早いもので、この3年間、あっという間に過ぎてしまったような気がいたします。

この間、皆様方には、農業委員会の業務を通じまして、大変な御支援、御協力をいただき、大過なく会長の任務を全うすることができましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

振り返ってみますと、私ども、任期中におきまして、農地、農政部会員として、法律に基づく所掌事務を遂行することはもとより、耕作放棄地の解消に向けて耕作放棄地実態調査を実施し、その結果を基に、今後の意向など所有者に聞き取り調査をいたしました。

景観形成作物取り組み事業につきましても、委員さんのボランティアによりまして、市内3か所で農作業を行い、ひまわり、菜の花、ポピーの開花に合わせて園児を招待し、大変喜ばれました。

また、農業者年金の加入推進にも取り組みいただきまして、平成22年度は、目標となる、1人の新規加入を達成いたしました。

これもひとえに、委員の皆様方の御熱意・御尽力によるものでございまして、大きな成果の一つとなっております。

しかしながら、農業者の高齢化、担い手不足、農産物の価格低迷等により、耕作放棄地や遊休農地の増大等が懸念されることから「今後の本市農業を持続・発展させる」ために、去る、5月6日に、委員を代表して、役員とともに、建議書を、市長へ手渡し、農業者の意見や要望が市の農業施策に反映されるよう建議したところでございます。

私たちが、検討してまいりましたものを、本市農業振興施策の基本として、次期、農業委員に申し送りたいと存じます。

最後になりましたが、皆様方の御厚意、御協力に重ねて感謝を申し上げますとともに、農業委員会のますますの御発展を衷心より御祈念いたしまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。

次に、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において守谷博明委員と小野英雄委員を指名いたします。御両名よろしくお願いいたします。

それでは、議題に移ります。本日の議題は、議案が1件、報告事項が3件、及びその他となっております。

それでは、総会資料の1ページをお開きください。これより議案の審議に入ります。まず、議案第1号の「下限面積（別段の面積）の設定について」を上程いたします。

事務局から提案説明をいたさせます。

**岡野事務局次長**（挙手）はい。

**高橋会長** どうぞ。

**岡野事務局次長** 議案第1号下限面積「別段の面積」の設定について御説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が下限面積の設定を行った結果、30アールということで決定いたしました。

その後、平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員会の適正な事務実施について」（農林水産省経営局長通知）において、下限面積は毎年見直しを行うように通知されており、愛媛県からも毎年度、見直してくださいという指示がありました。このため変更の必要がないかについて、下限面積の判断基準法令や農地法施行規則第20条に基づき確認をいたしました。

資料の3ページをご覧ください。

結果として、平成23年選挙人名簿登録者による経営耕地面積に当てはめると、経営耕地総面積が97,522アール、総農家数が2,557戸、そのうち農家数の割合が4割を超える経営

耕地面積は、0.2ha以上～0.3ha未満の51.1%になりますので、下限面積は、現行の30アールで変更は行わないことにいたします。以上で説明を終わります。

**高橋会長**

ありがとうございました。議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」ただ今、提案説明がありましたが、このことについて何か、ご意見、ご質問等ございますか。

**桑原委員**

第2ページの中ほど(1)の理由の後ろの方に管内の農家とありますが、管内とは新居浜市内の事でしょうか。

**高橋会長**

新居浜市で下限面積を設定しておりますので、管内とは新居浜市内を示します。

**桑原委員**

わかりました。

**高橋会長**

その他、ご意見、ご質問等ございますか。

(なしの声あり)

**高橋会長**

ご意見、ご質問がないようですので、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**高橋会長**

異議なしと認めます。よって議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」決定させていただきます。

次に報告事項に移ります。

それでは、報告事項（1）会長報告を私から報告させていただきます。

なお、平成23年3月までの会長報告につきましては、平成23年3月25日開催の第7回新居浜市農業委員会総会で報告しておりますので、今回は平成23年4月以降の報告とさせていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

まず、4月28日ですが、私が、松山市の東京第一ホテル松山で開催された4月定例常任議員会議に出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

次に、5月6日、農政部会終了後、市役所市長応接室において、役員とともに、市長へ建議書を手渡しました。

次に、5月18日から19日の2日間で、農業委員先進地研修が実施され、委員22人、農林水産課1人、JA新居浜市1人、事務局から1人の計25人が参加しました。今年は、滋賀県近江八幡市の「滋賀県農業技術振興センター」と、草津市の「あおぼな館」で研修し、熱心に視察をいたしました。

次に、5月20日、第103回愛媛県市農業委員会会長会が伊予市のウェルピア伊予で開催されました。私と事務局長が出席し、他市の懸案事項について協議いたしました。

次に、5月26日、27日の2日間、平成23年度全国農業委員会会長大会が東京の日比谷公会堂で開催されました。私と事務局長が出席し、東日本大震災の復興に関する要請、「地域の農地と担い手を守り活かす運動」に関する申し合わせ決議等を行いました。

次に、5月30日、5月定例常任議員会議が、松山市のJA愛媛において開催され、私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

次に、6月6日についてですが、資料6ページをお開きください。この資料は、次期の第21期農業委員会の選任委員の推薦について、愛媛県農業会議や都道府県農業会議会会長会議での申し合わせ決議にもとづき、市議会議長に、平成23年6月6日付けで、女性、青年農業者、認定農業者等の多様で行動力のある人材が推薦されるように、直接、手渡したものでございます。

次に、6月27日、平成23年度市町農業委員会会長及び事務局長会並びに6月定例常任議員会議が松山市の東京第一ホテル松山で開催されました。私と事務局長が出席し、農地・構造対策

の推進及び農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

会議の内容につきましては、5ページに掲載しておりますので、お目通しください。

以上をもちまして、会長報告を終わらせていただきます。続きまして、報告事項(2)(3)に移りたいと思いますが、質問等につきましては、報告の最後で、一括してお受けしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項(2)農政部会長報告に移らせていただきます。藤田幸正農政部会長、よろしくお願いいたします。

**藤田農政部会長** それでは農政部会長報告をいたします。

資料の7ページをご覧ください。

なお、平成23年3月7日開催の第3回農政部会までは、平成23年3月25日開催の第7回総会において御報告いたしておりますので、今回は、平成23年4月からの報告をいたします。

まず、4月5日、市庁舎6階議員全員協議会室で開催されました第4回農政部会は、「平成23年度新居浜市の農業予算について」を議題としました。事務局から農業委員会関係の予算説明を受け、市経済部の担当者から、市の農業関係の予算説明を受けました。鳥獣害の被害防止対策についての質問、意見が出されました。

次に、5月6日、市庁舎6階議員全員協議会室で開催されました第5回農政部会では、「耕作放棄地意向調査結果について」を議題としました。今後の耕作放棄地対策について質問が出されました。

次に、6月6日、市庁舎5階大会議室で開催されました第6回農政部会は、「先進地研修の成果について」を議題としました。

5月18日、19日にかけて、滋賀県 近江八幡市の滋賀県農業

振興技術センターと滋賀県草津市のあおばな館を視察研修いたしました。その感想と意見を各委員さんに出してもらいました。

以上で、農政部会長報告を終わります。

## 高橋会長

ありがとうございました。

続きまして、報告事項（3）農地部会長報告に移らせていただきます。小野輝雄農地部会長よろしく願います。

## 小野農地部会長

それでは、農地部会長報告をいたします。  
平成23年4月から平成23年6月までの農地部会の状況を御報告いたします。

まず、部会の開催状況につきましては、資料の7ページに掲載しておりますので、お目通してください。

次に、8ページをご覧ください。

この農地の権利移転・設定状況のうち、まず①農地法第3条の処理状況についてですが、所有権移転では、7件、7筆3,948.61平方メートルとなっております。

続いて、賃貸借権移転・設定については、該当がございません。  
使用貸借権移転・設定では、4件、4筆3,286平方メートルです。

以上、第3条の合計が、11件、田6筆6,361平方メートル、畑5筆873.61平方メートル、計11筆、7234.61平方メートルとなっております。

次に、②農用地利用集積計画処理状況についてですが、まず、賃貸借権移転・設定では、9件、14筆12,514平方メートルとなっております。

続いて、使用貸借権移転・設定では、45件、78筆64,500平方メートルとなっております。

以上、合計が54件、田88筆73,991平方メートル、畑4筆3,023平方メートル、計92筆77,014平方メートルとなっております。

9ページをお開きください。

次に、③賃貸借権・使用貸借権の解約処理状況についてですが、まず賃貸借権の解約では、20筆10,518平方メートルとなっております。

続いて、使用貸借権の解約については、3筆6, 673平方メートルとなっております。

以上、合計が田17筆8, 565平方メートル、畑6筆8, 626平方メートル、計23筆17, 191平方メートルとなっております。

次に、④賃貸借の解除処理状況については、該当がございませんでした。

次に、⑤小作地相続届出状況についても、該当がございませんでした。

10ページをご覧ください。

ウの農地の転用取扱状況のうち、①農地法第4条、第5条の処理状況についてですが、まず、第4条では8件、9筆4, 453平方メートルとなっております。

続いて、第5条では48件、80筆36, 368平方メートルとなっております。

以上、合計が56件、田36筆22, 753平方メートル畑53筆18, 068平方メートル、計89筆40, 821平方メートルとなっております。

次に、②用途別転用実績についてですが、住宅用地が66件、22, 949.13平方メートル、鉱工業用地は0件、道水路・鉄道も0件、その他建物及び施設用地は12件、13, 717平方メートル、学校・公園用地は0件、植林・その他は11件、4, 154. 87平方メートルとなっております。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明状況についてですが、該当がございませんでした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況についてですが、農地法適用除外証明0件、転用確認書交付証明7件、農業用施設証明2件、競売適格証明0件、その他諸証明8件でした。

最後に、カの和解仲介処理状況についてですが、持越は0件、受付は0件となっております。

以上で、農地部会長報告を終わります。

ありがとうございました。

ただ今までの報告事項につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

**高橋会長**



(なしの声あり)

御質問がないようですので、次にまいりたいと思います。

その他について、2点ございます。それでは、まず1点目の「第20期新居浜市農業委員会親睦会会計の清算について」ですが、親睦会会計の清算及び監査報告がございました。事務局から説明いたさせます。

#### 原事務局長

それでは、第20期新居浜市農業委員会親睦会会計の収支につきまして、ご説明申し上げます。

農業委員会親睦会規約第7条により、任期最終の総会において、決算報告をすることとなっておりますので、私から報告させていただきます。

本日配布しております農業委員会親睦会関係資料の1ページをお開きください。

まず、収入の部についてですが、第19期の農業委員会親睦会からの繰越金が116,288円であります。

次に会費につきましては、委員月額2,500円、職員月額1,250円の約3年間にわたる総合計が3,048,750円あります。なお、今期につきましては、残金が多いため委員親睦会費としての引き去りは今年の5月分まで引き去りを行い、6月分7月分につきましては、引き去りを行わないことといたしました。

次に諸収入としては、愛媛県農業会議より全国農業新聞維持対策費としての助成金が120,000円、雑入として市長・議長の寸志70,000円、預金利息が1,113円となり、諸収入の合計が191,113円で、収入合計が3,356,151円でございます。

続きまして、支出の部につきましては、親睦会が計7回開催され、その合計費用が1,423,500円となります。なお、平成20年7月22日に開催した懇親会の委員分は、当日徴収したため今回の精算書の金額には反映されておられません。

次に見舞金および慶弔費が合計で55,000円となっております。

消耗品費が35,453円、内容としては、景観形成に伴う作業用マスク代や種代などがございます。

続きまして、先進地研修代ですが、過去3回の先進地研修への支出金額が1,066,354円となっております。

また、その他の費用として、景観形成費用取組み事業のご協力頂いた方へのお茶代が81,907円、東北大地震の募金27,000円でその合計が108,907円となっております。

よってこれらの支出額の合計が2,689,214円となります。

収入合計から支出合計を差し引きますと666,937円が残金として見込まれます。

私からの報告は以上です。

**高橋会長** それでは、次に、監査報告を藤田幸正農政部会長お願いいたします。

**藤田農政部会長** 監査報告をいたします。監事を代表いたしまして、監査結果を御報告申し上げます。監事3人は、農業委員会事務局におきまして、平成20年7月から平成23年6月までにおける、当親睦会収支の状況を監査いたしました結果、いずれも正確かつ適正に事務処理がなされており、別紙清算書のとおり相違ないことを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

以上で監査報告を終わります。

**高橋会長** ありがとうございました。

それでは、この親睦会の清算に関しまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

**高橋会長** ご意見、ご質問がないようでございますが、この会計報告を承認させていただいてよろしいですか。

(異議なしの声)

**高橋会長**            ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、会計報告については承認させていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたように第20期の農業委員会親睦会費につきましては、666,937円残る予定となっております。第19期からの繰越金が、116,288円ありましたが、今回はどういたしましょうか。

**高橋秀人委員**        (挙手) はい。

**高橋会長**            どうぞ。

**高橋秀人委員**        第19期からの繰越金と同額程度を第21期の親睦会に繰越して、後は委員に返還するようにはいかがでしょうか。

**高橋会長**            ただ今、前期からの繰越金と同じくらいは、来期に繰越をして、残りは委員に返還するという意見が出ましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

**高橋会長**            それでは、前期からの繰越金と同額程度を第21期の親睦会に繰越し、残りを委員さんに返すということにいたします。次に返還する方法ですがどういたしますか。

**前田委員**            (挙手) はい。

**高橋会長**            どうぞ。

**前田委員**            3年間で途中辞職した委員さんもおりますので、途中辞職した委員さんも含め、各委員さんの在任期間で按分して還付金を求める方法はどうでしょうか。

**高橋会長**            ただいま、提案がありました、20期に農業委員として在籍していた在任期間を基に按分して返還するという意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**高橋会長**

それでは、第21期に繰越す金額は前期の繰越金と同程度、及び委員さんに返還する額につきましては、在任期間で按分するという方法で、その具体的な方法については、事務局に一任したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

**高橋会長**

それでは、事務局で処理をお願いします。

続きまして、7月10日に行われます第21期農業委員統一選挙について事務局から説明いたさせます。

**岡野事務局次長**

第21回農業委員統一選挙について、ご説明いたします。

資料の11ページをお開きください。

第20期農業委員の任期が平成23年7月19日で満了することに伴いまして、第21回農業委員統一選挙が平成23年7月3日告示、7月10日投票で実施されます。

委員の定数は、第1選挙区、川西・川東地区が11人、第2選挙区、上部地区が14人です。

立候補者が定数に満たない場合で、定数の5分の2を超える場合は、再選挙となります。第1選挙区で5人、第2選挙区で6人の欠員でそれぞれ再選挙となります。

投票があり、委員の欠員が生じた場合は、その時期を問わず、法定得票数を得たもので当選人とならなかった者がある時は、繰上補充となります。

任期中に定数の5分の2を超える欠員が生じた場合は補欠選挙になります。

投票できる人は、新居浜市農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人です。

告示後、定数を超えての立候補者があり、選挙になった場合、7月4日(月)以降に入場券を郵送いたします。

入場券は、1人につき1枚の入場券を世帯ごとに封筒でお送りします。

投票所については、第1選挙区、第2選挙区とも6投票所となっております。

今回の選挙では、投票所には立候補者の氏名を掲示する予定です。

また、当日、仕事や旅行などで投票できない方は、7月4日(月)から7月9日(土)までの間、前もって期日前投票することができます。

以上で、第21回農業委員統一選挙の説明を終わります。

**高橋会長**

ありがとうございました。

それでは、農業委員の選挙に関しまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

**村尾委員**

(挙手) はい。

**高橋会長**

どうぞ。

**村尾委員**

投票の件ですが、一般の選挙では指定された病院、施設等で出来ますが、農業委員の選挙でも可能ですか。入院されている方もおりますので教えてください。

**原事務局長**

選挙人名簿に登載されている人につきましては、選挙できるという事で、一般の選挙に準じて投票することが出来るという事になりますが、後ほど選挙管理委員会で確認し、ご連絡させていただきます。

**村尾委員**

第一選挙区では選挙になるのではないかという事で、今現在、選挙管理委員会が行っている事前審査が済んでいる人数を教えてください。

**原事務局長**

上部では、14名の定数に対し14名の事前審査が済んでおります。旧市、川東につきましては、11名の定数に対し12名の事前審査が済んでおります。

**高橋会長**

他にご質問はございませんか。

(なしの声あり)

**高橋会長**

以上をもちまして、第20期第10回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

**原事務局長**

閉会前に1点ご報告させていただきます。急遽ということになったので、お手元に「標準処理期間の設定について」という1枚の資料をご用意していると思いますが、農地法第3条許可事務の適正化・透明化対策についてということで、国、県から市農業委員会に対して、農地法第3条許可事務処理の事前周知や申請者側に立った相談事務、申請書受理後の事務の透明化、農地法第3条許可基準事例集の作成、標準処理期間の目標日数の公表、下限面積の見直等についての指導がありました。今回お示ししております「標準処理期間の設定について」というのは、行政手続法第6条において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされている。このため、農地法第3条に係る標準事務処理期間を以下のとおり設定いたしましたので報告いたします。これは、農地法第3条第1項新居浜市農業委員会で行われる毎月15日の締めに対して、定例的には5日が農業委員会の農地部会ということで、5日を含めて通常の処理日を20日間と設定し、公表させていただくということでご報告いたします。

**高橋会長**

御協力ありがとうございました。

なお、5時15分から鳳凰の間で懇親会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

**16時45分閉会**



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会

会 長

委 員

委 員